

社長訓示

自今以後、各社員、各職員の、  
勤怠、努力、誠意、を、  
以て、  
本會の、  
発展、に、  
貢献、せよ、  
と、  
訓示、す。

一、  
本會の、  
目的、は、  
労働者、の、  
福利、を、  
増進、し、  
労働、の、  
生産、を、  
促進、す、  
に、  
在り、  
と、  
す。

二、  
本會の、  
活動、は、  
法律、の、  
範囲、内、  
に、  
行は、  
れ、  
と、  
す。

財團法人協調會大阪支所

三、  
第二項ノ暴行事件ニ關シテハ純向上會對職工間ノ事件ナルヲ  
以テ工場トシテハ何等責任ヲ認メズ

三、  
職工規則ノ撤廢ハ純向上會ト協定ノ上最近實施ノ運ニ立至漸  
リタルヲ以テ今更變更ノ餘地ナシ

大矢省三外二名ハ會社側ノ回答書ヲ受ケ取ツタ後被解雇者中村長  
藏等ト協議ヲ重ネタソシテ七月卅日更ニ會社ヲ訪問シ嘆願書ノ項  
目ヲ要求書ニ<sup>寫</sup>メテ會社ニ提出シタ、同日午後零時十五分會社ヨ  
リ要求ヲ拒絶スル旨<sup>ヲ</sup>回答シタソシテ川北社長ハ代議員約七十名ヲ  
一堂ニ集メテ次ノ如キ訓示ヲシテ輕舉妄動ヲ戒メタ。

社長訓示

只今皆様ニオ集リテ願ヒマシタノハ我が川北電氣製作所トシテ  
コレマデドンナ心デ皆様ニ接シテ來タカ又今後如何ナル方針ノ  
下ニ皆様ト共ニ事ヲシテ行カントスルカ、之等ノ事情ニ就テ充  
分皆様ノ御得心下サル様御了解ヲ願ヒ度イト思ヒマシテ暑中ヲ